

反社会的勢力でないことの表明確約

1. 私は、自ら（貸金庫取引の場合には、借主からあらかじめ届出た代理人を含む。以下、同じ。）が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- ⑥暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者 ⑦その他前各号に準ずる者
- ⑧①から⑦のいずれかに該当する者（以下これらを「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ⑨暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ⑩自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ⑪暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑫役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて京都中央信用金庫（以下、「貴金庫」という。）の信用を毀損し、または貴金庫の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 私は、自らが前記1の各号のいずれかに該当し、もしくは前記2の各号のいずれかに該当する行為をし、または前記1にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、私が契約するすべての預金等取引が停止され、または通知によりすべての預金等取引が解約されても異議を申しません。

なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴金庫に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴金庫に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

4. 私に対する貴金庫からの通知は書面によるものとします。なお、この場合において、私が貴金庫に対する住所変更の届出を怠る等、私の責めに帰すべき事由によって貴金庫からの通知が遅延し、または到達しなかった場合や、留置期間経過により貴金庫に通知が返戻される等、私が貴金庫からの通知を受領しない場合には、通常到達すべきときに効力が発生するものといたします。

5. 本確約書の預金等取引とは次のものをいうこととします。

- ①中信預金規定集に規定するすべての預金取引
- ②当座勘定取引 ③貸金庫取引 ④エレクトロニック・バンキング取引
- ⑤外貨預金取引 ⑥投資信託取引 ⑦国債証券等取引
- ⑧その他与信業務以外で該当するすべての取引

6. 3に基づく解約により発生した解約金、または貸金庫の格納品については、速やかに貴金庫の指示に従い受領手続きを行います。なお、本確約書に記載していない事項については、別途受領した各規定に従うものといたします。

以 上